

「学協会連携及び調査・国際会議事業積立資産」に関する規程

平成 28 年 1 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、本会の公益目的事業 1（公 1：学協会連携及び調査・国際会議事業）のために積立てる特定資産（以下「本資産」という。）に関し、必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第 2 条 本資産の使途は、会計処理規程に関する細則（平成 25 年 7 月 23 日一部改正）に定める経理区分：公益事業 1（学協会連携事業あるいは調査・国際会議）に限定する。

(構成)

第 3 条 本資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本資産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 本資産に繰り入れることを条件に行われた募金
- (3) 理事会において本資産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 本資産の運用益

(取り崩し)

第 4 条 本資産の取り崩しは、計画的に事業の実施に充当するものとし、毎事業年度の開始前に策定する予算に計上することを要する。

2. 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて本資産を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(処分)

第 5 条 事業の実施上やむを得ない事由により、第 2 条の(使途)以外のために本資産を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

2. 前第 2 条の(使途)であって、第 4 条第 1 項の予算に計上あるいは理事会承認を得た取り崩しは、事務局長の決済で実施できる。

(規程の改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

付 則 この規程は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。